

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例（原案）（要綱）

第1 全部改正の理由

地球温暖化その他の気候変動への対処は、私たち一人ひとりにとって避けることができない喫緊の課題です。平成 17 年（2015 年）の気候変動に関する国際連合枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定の下、我が国を含む世界各国が、21 世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出を実質的にゼロにすることを目指して取組を進めています。より厳しさを増す状況を前に大幅な取組の強化とその一層の加速化が求められています。生態系や自然界の循環等に育まれた琵琶湖、そして県民生活にも気候変動の脅威が差し迫る中、本県は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を令和 32 年（2050 年）までに実質的にゼロとする目標を掲げることとしました。そして、原子力発電が想定どおり稼働しておらず、かつ、その将来の見通しが不透明な状況であることを認識しつつ、再生可能エネルギーの拡大や省エネルギーの推進などにより化石燃料への依存からの脱却を図り、掲げた目標を実現するとともに、その取組を通じて地域の持続的な発展をも実現するCO₂ネットゼロ社会づくりを進めることとしたところです。

こうしたことから、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例（平成 23 年滋賀県条例第 12 号）の全部を改正しようとするものです。

第2 概要

1 目的（第1条関係）

この条例は、CO₂ネットゼロ社会づくりに関し、基本理念を定め、および県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、県の基本的な施策、事業活動および日常生活における取組等に関する事項を定めることにより、CO₂ネットゼロ社会づくりを推進し、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、併せて地球温暖化の防止に資することを目的とすることとします。

2 この条例の主な用語の定義に関する規定を設けることとします。（第2条関係）

3 基本理念（第3条関係）

- (1) CO₂ネットゼロ社会づくりは、令和 32 年（2050 年）までのCO₂ネットゼロ社会の実現のためには生活様式、産業構造、都市構造その他の社会経済構造を転換する必要があるとの認識の下に、推進されなければならないこととします。
- (2) CO₂ネットゼロ社会づくりは、全ての者の主体的かつ積極的な参画の下に、推進されなければならないこととします。
- (3) CO₂ネットゼロ社会づくりは、県、県民、事業者その他の関係者の連携および協働の下に、日常生活、事業活動等様々な分野における取組を総合的に行うことを旨として、推進されなければならないこととします。
- (4) CO₂ネットゼロ社会づくりは、健全で質の高い環境の確保、県民生活の向上ならび

に新たな産業および雇用の機会の創出その他の経済の健全な発展が統合的に推進されなければならないこととします。

- (5) CO₂ネットゼロ社会づくりは、地域の再生可能エネルギー源を活用して発電した電力の当該地域における積極的な利用その他の地域資源の循環的な利用を図ることにより、地域の活性化に資するよう推進されなければならないこととします。

4 県の責務（第4条関係）

- (1) 県は、3の基本理念にのっとり、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、および実施するものとします。

- (2) 県は、(1)の施策の策定および実施に当たり、市町その他の県以外の地方公共団体、国ならびに県民、事業者およびこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）と連携協力するとともに、県民、事業者および民間団体がCO₂ネットゼロ社会づくりに関して行う活動の促進を図るため、(1)の施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるものとします。

5 事業者の責務（第5条関係）

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減ならびに吸収作用の保全および強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）のための取組（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための取組を含む。）その他のCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施するCO₂ネットゼロ社会づくりに関する施策に協力しなければならないこととします。

6 県民の責務（第6条関係）

県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための取組その他のCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施するCO₂ネットゼロ社会づくりに関する施策に協力しなければならないこととします。

7 滞在者および旅行者の責務（第7条関係）

滞在者および旅行者は、県内におけるCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組に協力するよう努めなければならないこととします。

8 推進計画（第8条関係）

- (1) 知事は、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する施策（県の事務および事業におけるCO₂ネットゼロ社会づくりに寄与するための取組を含む。（2）カにおいて同じ。）の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとします。

- (2) 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとします。

ア 計画期間

イ CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する基本的な方針

ウ 温室効果ガス総排出量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第5項に規定する温室効果ガス総排出量をいう。9において同じ。）

に関する事項

エ 温室効果ガスの排出の削減および吸収の量に関する目標

オ 再生可能エネルギーの利用の促進に関する目標

カ CO₂ネットゼロ社会づくりに関する施策の内容および実施に関する目標

キ アからカまでに掲げるもののほか、CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関し必要な事項

(3) 知事は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、県民、事業者その他の関係者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならないこととします。

(4) 知事は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会の意見を聴かななければならないこととします。

(5) 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととします。

(6) (3)から(5)までは、推進計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用することとします。

9 施策の実施状況の公表（第9条関係）

知事は、毎年1回、推進計画に基づく施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会に報告するとともに、公表しなければならないこととします。

10 CO₂ネットゼロ社会づくり指針（第10条関係）

(1) 知事は、県民、事業者および民間団体がCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を推進するための指針（以下「CO₂ネットゼロ社会づくり指針」という。）を定めるものとしします。

(2) 知事は、CO₂ネットゼロ社会づくり指針を定め、または変更したときは、これを公表するものとしします。

11 推進体制の整備（第11条関係）

県は、県民、事業者および民間団体と連携して、CO₂ネットゼロ社会づくりを推進する体制の整備に関し必要な措置を講ずるものとしします。

12 調査研究および産業の育成振興（第12条関係）

(1) 県は、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する最新の情報の把握に努めるとともに、効果的な地球温暖化対策（温室効果ガスの排出の量の削減等その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。）および56に規定する気候変動適応に関する施策の調査研究その他のCO₂ネットゼロ社会づくりに関する調査研究を推進するものとしします。

(2) 県は、CO₂ネットゼロ社会づくりに寄与する技術を有する産業の育成および振興に努めるものとしします。

13 CO₂ネットゼロ社会づくりに関する情報の提供等（第13条関係）

県は、CO₂ネットゼロ社会づくりの必要性について、県民、事業者および民間団体の理解を深め、これらの者による主体的かつ積極的なCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を促進するため、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する情報および意見を交換する機

会の提供その他の必要な措置を講ずるものとします。

14 環境学習の推進および人材の育成等（第 14 条関係）

(1) 県は、滋賀県環境学習の推進に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 28 号）の基本理念にのっとり、CO₂ネットゼロ社会づくりに係る環境学習（同条例第 2 条第 1 項に規定する環境学習をいう。（2）において同じ。）を推進するものとします。

(2) 県は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 37 条第 1 項の規定により知事が委嘱した滋賀県地球温暖化防止活動推進員が、CO₂ネットゼロ社会づくりに係る環境学習の推進その他の地域におけるCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組において積極的な役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとします。

(3) 県は、大学その他の教育研究機関と連携して、CO₂ネットゼロ社会づくりに寄与する専門的な知識または技術を有する人材の育成に努めるものとします。

15 県の率先実施（第 15 条関係）

県は、その事務および事業に関し、次に掲げる温室効果ガスの排出の量の削減等に関する取組を率先して行うものとします。

ア エネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定するエネルギーをいう。25(2)および 48(1)を除き、以下同じ。）の使用の合理化の推進に関する取組

イ 自動車等（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車（以下「自動車」という。）および同条第 3 項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組

ウ 再生可能エネルギーの利用の推進に関する取組

エ 環境物品等（国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）の調達の推進に関する取組

オ 廃プラスチック類、食品廃棄物その他の廃棄物の発生の抑制、再使用および再生利用その他資源の有効な利用（21(1)および 32 において「廃棄物の発生の抑制等」という。）に関する取組

カ アからオまでに掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の量の削減等に関し必要な取組

16 CO₂ネットゼロ社会づくりに資する事務事業の企画立案等（第 16 条関係）

県は、その事務および事業の企画立案および実施に当たっては、CO₂ネットゼロ社会づくりに資するものとなるよう、必要な措置を講ずるものとします。

17 エネルギー使用量の把握（第 17 条関係）

事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その事業活動に伴うエネルギーの使用量を把握するよう努めなければならないこととします。

18 エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等（第 18 条関係）

事業者は、エネルギー消費機器等（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 144 条第 1 項に規定するエネルギー消費機器等をいう。以下同じ。）を使用する場合には、エ

エネルギー消費性能等（同法第 145 条第 1 項に規定するエネルギー消費性能等をいう。以下同じ。）が優れているものを使用するよう努めるとともに、エネルギー消費機器等を効率的に使用するよう努めなければならないこととします。

19 冷暖房時の温度等（第 19 条関係）

事業者は、その事業の用に供する建築物において冷暖房機を使用するときは、そのエネルギーの消費量が過剰とならない適切な温度に保つよう努めるとともに、その従業員が勤務中において当該温度に応じた服装を用いることに配慮するよう努めなければならないこととします。

20 環境物品等の購入等（第 20 条関係）

- (1) 事業者は、物品を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合には、環境物品等を選択するよう努めなければならないこととします。
- (2) 事業者は、環境物品等の購入等の推進を図るための方針を作成するよう努めなければならないこととします。

21 廃棄物の発生の抑制等（第 21 条関係）

- (1) 事業者は、その事業活動に関し、廃棄物の発生の抑制等に努めなければならないこととします。
- (2) 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスの排出の量を削減するよう努めなければならないこととします。

22 CO₂ネットゼロ社会づくりに資する製品の開発等（第 22 条関係）

- (1) 事業者（39(2)の事業者を除く。）は、温室効果ガスの排出の量がより少ない製品または役務（以下(1)ならびに 23 および 33 において「製品等」という。）、温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する製品等その他のCO₂ネットゼロ社会づくりに資する製品等の開発または販売もしくは提供（(2)および 24(1)において「製品等の開発等」という。）を行うよう努めなければならないこととします。
- (2) 県は、事業者によるCO₂ネットゼロ社会づくりに資する新たな製品等の開発等を促進するため、事業者、大学その他の関係者との間の交流の機会の提供、技術開発等の支援その他の必要な支援を行うものとします。

23 温室効果ガスの排出の量に関する情報等の提供（第 23 条関係）

事業者は、消費者が自らの消費生活に関する行動を通じてCO₂ネットゼロ社会づくりに寄与することができるよう、製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出の量に関する情報および事業者が行っているCO₂ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する情報を消費者に提供するよう努めなければならないこととします。

24 温室効果ガス排出削減量等の販売等（第 24 条関係）

- (1) 事業者は、県内における温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与することができるよう、可能な限り、自らの取組により実現した温室効果ガスの排出の削減の量もしくは吸収の量（(1)および 33 において「温室効果ガス排出削減量等」という。）の販売等または温室効果ガス排出削減量等が附帯した製品等の開発等に努めなければならないこととします。

- (2) 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減が困難である場合には、可能な限り、温室効果ガスの排出の量の削減に代えて、他の場所で実現した温室効果ガス排出削減量等の購入等をし、または他の場所での温室効果ガスの排出の量の削減等のための取組を行うよう努めなければならないこととします。この場合においては、県内における温室効果ガスの排出の量の削減等に資するよう配慮しなければならないこととします。
- (3) 県は、温室効果ガス排出削減量等の取引の活性化を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとしてします。

25 事業者行動計画（第 25 条関係）

- (1) 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるものは、規則で定めるところにより、CO₂ネットゼロ社会づくり指針を勘案して、CO₂ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する計画（以下「事業者行動計画」という。）を策定しなければならないこととします。
- (2) 事業者行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとしてします。
- ア CO₂ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する基本的な方針
 - イ 温室効果ガスの排出の量の少ないエネルギーへの転換その他の温室効果ガスの排出の量の削減のために実施しようとする取組（エに規定する取組を除く。）の内容および当該取組により達成しようとする目標
 - ウ エネルギー消費性能等が優れている製品または再生可能エネルギーを得るために用いられる製品の製造その他の事業として行う行為により他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与することとなる取組の内容および当該取組により達成しようとする目標
 - エ 再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー源を電気に変換する設備およびその附属設備をいう。以下同じ。）の設置その他の再生可能エネルギーまたは水素エネルギー（水素を利用したエネルギーをいう。50 において同じ。）（47 から 52 までにおいてこれらを「再生可能エネルギー等」という。）の利用に関する取組の内容および当該取組により達成しようとする目標
 - オ イからエまでに掲げるもののほか、CO₂ネットゼロ社会づくりに寄与するための取組に関する事項
 - カ 事業者行動計画の推進体制
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、規則で定める事項
- (3) (1)の事業者は、同項の規定により事業者行動計画を策定したときは、規則で定めるところにより、当該事業者行動計画を知事に提出しなければならないこととします。
- (4) (3)により事業者行動計画を提出した事業者は、(2)アからキまでの事項を変更したときは、遅滞なく、当該変更後の事業者行動計画を知事に提出しなければならないこととします。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでないこととします。
- (5) (3)により事業者行動計画を提出した事業者は、氏名または住所（法人にあっては、

名称、代表者の氏名または主たる事務所の所在地)に変更があった場合その他規則で定める場合に該当するときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととします。

(6) 知事は、(3)または(4)による事業者行動計画の提出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならないこととします。

26 事業者行動報告書の作成等 (第 26 条関係)

(1) 25(3)により事業者行動計画を提出した事業者は、毎年 1 回、規則で定めるところにより、事業者行動計画 (25(4)により変更後の事業者行動計画を提出した事業者にあつては、当該変更後のもの) の実施状況を記載した報告書 (以下「事業者行動報告書」という。) を作成し、知事に提出しなければならないこととします。

(2) 25(6)は、事業者行動報告書について準用することとします。

27 その他の事業者による事業者行動計画の策定等 (第 27 条関係)

(1) 25(1)の事業者以外の事業者は、25(1)から(3)までの例により、事業者行動計画を策定し、および知事に提出することができることとします。

(2) 25(4)から(6)までおよび 26(1)は、(1)により提出された事業者行動計画について準用することとします。

(3) 26(2)は、(2)において準用する 26(1)により提出された事業者行動報告書について準用することとします。

28 エネルギー使用量の把握 (第 28 条関係)

県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その日常生活に伴うエネルギーの使用量を把握するよう努めなければならないこととします。

29 エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等 (第 29 条関係)

県民は、エネルギー消費機器等を使用する場合には、エネルギー消費性能等が優れているものを使用するよう努めるとともに、エネルギー消費機器等を効率的に使用するよう努めなければならないこととします。

30 冷暖房時の温度 (第 30 条関係)

県民は、その住宅において冷暖房機を使用するときは、そのエネルギーの消費量が過剰とならない適切な温度に保つよう努めなければならないこととします。

31 環境物品等の購入等 (第 31 条関係)

県民は、CO₂ネットゼロ社会づくりのためには県民一人ひとりの消費生活に関する行動が重要であることに鑑み、物品を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合には、その物品の利用または役務の提供に伴う温室効果ガスの排出の量に関する情報を把握するよう努めるとともに、環境物品等を選択するよう努めなければならないこととします。

32 廃棄物の発生の抑制等 (第 32 条関係)

県民は、その日常生活に関し、廃棄物の発生の抑制等に努めなければならないこととします。

33 温室効果ガス排出削減量等が附帯した製品等の選択等 (第 33 条関係)

県民は、温室効果ガス排出削減量等の取引の活性化に資するため、温室効果ガス排出削減量等が附帯した製品等の選択その他の取組を行うよう努めなければならないこととします。

34 建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等（第 34 条関係）

(1) 次に掲げる者は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化、エネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定するエネルギー消費性能をいう。35 において同じ。）の向上、再生可能エネルギーの利用その他の温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるよう努めなければならないこととします。

ア 建築物の新築、増築または改築をしようとする者

イ 建築物の修繕または模様替をしようとする者

ウ 建築物への空気調和設備その他の建築設備の設置または建築物に設けた空気調和設備その他の建築設備の改修をしようとする者

(2) 県は、(1)アからウまでに掲げる者による(1)に規定する措置の実施を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとします。

35 県内産の木材を利用した住宅等の普及の促進（第 35 条関係）

県は、森林所有者、事業者および民間団体と連携して、県内産の木材を利用した住宅、エネルギー消費性能の向上のための措置が講じられた住宅その他のCO₂ネットゼロ社会づくりに資する住宅の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるものとします。

36 開発事業に係る事業計画の立案段階における検討（第 36 条関係）

開発事業（土地の区画形質の変更および当該区画形質の変更に引き続く建築物その他の施設の整備に関する事業をいう。）を行おうとする者は、当該開発事業に係る事業計画の企画立案の段階において、当該開発事業の完了により設置される施設における再生可能エネルギーの利用、利用者、従業員等の自動車等の使用の抑制その他のCO₂ネットゼロ社会づくりに寄与するための取組の実施を検討するよう努めなければならないこととします。

37 まちづくりに関する施策の企画立案等に当たっての配慮（第 37 条関係）

県は、土地利用の調整、都市計画の策定、交通体系の整備その他のまちづくりに関する施策の企画立案、実施等に当たっては、地域の実情に応じて、既存の建築物を活用しつつ居住および日常生活のために必要な機能を集積させ、かつ、公共交通網の維持および充実ならびに公共交通機関の利便性の向上を図ること等により、自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりが推進されるよう配慮するものとします。

38 公共交通機関の利用等への転換（第 38 条関係）

県民および事業者（専ら自動車等を使用して事業を行う事業者を除く。）は、その日常生活および事業活動において、可能な限り、自動車等の使用に代えて、公共交通機関もしくは自転車の利用または徒歩による移動に努めなければならないこととします。

39 次世代自動車等の購入等（第 39 条関係）

(1) 自動車等を購入し、または使用しようとする者は、電気自動車、燃料電池自動車そ

の他の温室効果ガスを排出せず、もしくは温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車等（(2)において「次世代自動車等」という。）を購入し、または使用するよう努めなければならないこととします。

(2) 自動車等を製造し、販売し、または有償で貸し渡す事業者は、次世代自動車等の開発、製造、販売または貸渡しを行うよう努めなければならないこととします。

40 自動車等の適切な運転等（第40条関係）

自動車等を使用し、または所有する者は、当該自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の量を最小限度にとどめるため、当該自動車等の適切な運転および適正な整備に努めなければならないこととします。

41 自動車等による物資の輸送の合理化等（第41条関係）

(1) 事業者は、自動車等による物資の輸送に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、配送の共同化、効率性の高い輸送手段の選択その他の輸送の合理化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととします。

(2) 事業者および県民は、自動車等による物資の輸送に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、貨物等の発送および受取に当たっては、受取人の不在等の事由により再度の配達が必要を生じないように努めなければならないこととします。

42 アイドリング・ストップ（第42条関係）

自動車等を運転する者は、駐車（客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により自動車等を継続的に停止させること（人の乗降のため停止させることを除く。）または自動車等を停止させ、かつ、当該自動車等を運転する者がその自動車等を離れ、当該自動車等を直ちに運転することができない状態に置くことをいう。以下同じ。）をする場合には、当該自動車等の原動機の停止（以下「アイドリング・ストップ」という。）を行わなければならないこととします。ただし、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項各号に掲げる自動車を現に緊急用務に使用している場合その他アイドリング・ストップを行わないことにつきやむを得ない事情があるものとして規則で定める場合は、この限りでないこととします。

43 駐車場設置事業者等のアイドリング・ストップに係る措置等（第43条関係）

(1) 駐車または自動車等の保管のための施設を設置し、または管理する事業者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で駐車をする場合（42ただし書に規定する場合を除く。（2）において同じ。）にはアイドリング・ストップを行うべきことを求めるよう努めなければならないこととします。

(2) アからウまでのいずれかに該当する施設であって規則で定める規模以上のものを設置し、または管理する事業者は、看板、放送、書面等により、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で駐車をする場合にはアイドリング・ストップを行うべきことについて周知させる措置を講じなければならないこととします。

ア 駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1号に規定する路上駐車場および同条第2号に規定する路外駐車場をいう。）

イ 自動車ターミナル（自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第4項

に規定する自動車ターミナルをいう。)

ウ アおよびイに掲げるもののほか、規則で定める施設

44 自動車管理計画（第 44 条関係）

(1) 県内に使用の本拠の位置を有する自動車（規則で定めるものを除く。）を規則で定める台数以上使用する事業者は、規則で定めるところにより、CO₂ネットゼロ社会づくり指針を勘案して、当該自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための計画（以下「自動車管理計画」という。）を策定しなければならないこととします。

(2) 自動車管理計画には、次に掲げる事項を定めるものとします。

ア 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な方針

イ 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組の内容

ウ 自動車管理計画の推進体制

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める事項

(3) 25(3)から(6)までは、自動車管理計画について準用することとします。

45 自動車管理報告書の作成等（第 45 条関係）

(1) 44(3)において準用する 25(3)により自動車管理計画を提出した事業者は、毎年 1 回、規則で定めるところにより、自動車管理計画（44(3)において準用する 25(4)により変更後の自動車管理計画を提出した事業者にあつては、当該変更後のもの）の実施状況を記載した報告書（以下「自動車管理報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならないこととします。

(2) 25(6)は、自動車管理報告書について準用することとします。

46 その他の事業者による自動車管理計画の策定等（第 46 条関係）

(1) 44(1)の事業者以外の事業者は、44(1)および(2)ならびに 44(3)において準用する 25(3)の例により、自動車管理計画を策定し、および知事に提出することができることとします。

(2) 44(3)および 45(1)は、(1)により提出された自動車管理計画について準用することとします。

(3) 45(2)は、(2)において準用する 45(1)により提出された自動車管理報告書について準用することとします。

47 再生可能エネルギー等の積極的な利用（第 47 条関係）

県民および事業者は、再生可能エネルギー電気（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいう。51において同じ。）の利用への移行その他の再生可能エネルギー等の積極的な利用に努めなければならないこととします。

48 地域の再生可能エネルギー源を活用したエネルギーの有効利用等（第 48 条関係）

(1) 県民および事業者は、CO₂ネットゼロ社会づくりには地域資源の循環的な利用が重要であることに鑑み、地域の再生可能エネルギー源を活用した電力その他のエネルギーを当該地域において、有効に利用することができるよう努めなければならないこととします。

- (2) 県は、地域の再生可能エネルギー源が地域の実情に応じて有効に活用されるよう、関係者との連携の促進、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとします。
- (3) 事業者は、廃熱その他の未利用のまたは利用の程度の低いエネルギーの有効な利用に努めなければならないこととします。
- 49 再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっての自然環境の保全等（第 49 条関係）
再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者は、再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、設置する場所の周辺の自然環境への負荷の低減その他の自然環境の保全に努めるとともに、周辺住民の良好な生活環境の確保に配慮するよう努めなければならないこととします。
- 50 水素エネルギーの利用の促進（第 50 条関係）
県は、水素エネルギーの利用の促進を図るため、水素エネルギーの供給体制の整備および需要の拡大に向けた事業者その他の関係者との連携の促進、水素エネルギーの利用の重要性に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとします。
- 51 再生可能エネルギー電気供給拡大計画（第 51 条関係）
(1) 県内に電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する小売供給を行っている同項第 3 号に規定する小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則第 2 条第 2 項に規定するみなし小売電気事業者を含む。以下「小売電気事業者」という。）は、再生可能エネルギー電気の供給の拡大を図るための計画（以下「再生可能エネルギー電気供給拡大計画」という。）を作成しなければならないこととします。
(2) 再生可能エネルギー電気供給拡大計画には、次に掲げる事項を定めるものとします。
ア 再生可能エネルギー電気の供給の拡大を図るための基本的な方針
イ 再生可能エネルギー電気の供給の拡大を図るための取組の内容および当該取組により達成すべき目標
ウ 再生可能エネルギー電気供給拡大計画の推進体制
エ アからウまでのほか、規則で定める事項
(3) 25(3)から(6)までは、再生可能エネルギー電気供給拡大計画について準用することとします。
- 52 再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の作成等（第 52 条関係）
(1) 51(3)において準用する 25(3)により再生可能エネルギー電気供給拡大計画書を提出した小売電気事業者は、毎年 1 回、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー電気供給拡大計画（51(3)において準用する 25(4)により変更後の再生可能エネルギー電気供給拡大計画を提出した事業者にあつては、当該変更後のもの）の実施状況を記載した報告書（以下「再生可能エネルギー電気供給拡大報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならないこととします。
(2) 25(6)は、再生可能エネルギー電気供給拡大報告書について準用することとします。
- 53 温室効果ガスの排出の量の削減等に配慮した生産活動（第 53 条関係）
(1) 農業または水産業を営む者は、エネルギー消費性能等が優れているエネルギー消費

機器等の使用、堆肥の施用等による炭素の貯留機能の向上に資する農地の土壌管理その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に配慮した生産活動を行うよう努めなければならないこととします。

- (2) 県は、温室効果ガスの排出の量がより少ない農業および水産業の育成および振興に努めるものとしてします。

54 地産地消（第 54 条関係）

- (1) 県民および事業者は、農畜水産物の輸送に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、地産地消（県内において生産され、または採取された農畜水産物を県内において消費することをいう。(2)において同じ。)を積極的に行うよう努めなければならないこととします。

- (2) 県は、地産地消を推進するため、生産の振興、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとしてします。

55 森林等による吸収作用の保全等（第 55 条関係）

- (1) 県民、森林所有者、事業者および民間団体（(2)において「県民等」という。）は、琵琶湖森林づくり条例（平成 16 年滋賀県条例第 2 号）の基本理念にのっとり、森林の有する二酸化炭素の吸収作用に関する理解を深めるとともに、相互に連携して、森林の適切な保全および整備ならびに県内産の木材その他の森林資源の利用の推進に努めなければならないこととします。

- (2) 県は、森林の有する二酸化炭素の吸収作用に関する県民等の理解を深めるため、情報の提供、森林の整備により実現した温室効果ガスの吸収の量の取引を活性化するための措置その他の必要な措置を講ずるとともに、県民等と連携して、間伐、適切な森林の更新その他の森林の保全および整備に必要な措置を講ずるものとしてします。

- (3) 県は、県内の公共建築物における県内産の木材の利用の推進その他の県内産の森林資源の利用の推進に必要な措置を講ずるものとしてします。

56 気候変動適応に関する施策の推進（第 56 条関係）

県は、地域の特性を踏まえ、気候変動影響による被害の防止または軽減および地球温暖化その他の気候の変動により生ずる新たな事業の機会の活用の両面から気候変動適応（気候変動影響に対応して、これによる被害の防止または軽減その他生活の安定、社会もしくは経済の健全な発展または自然環境の保全を図ることをいう。以下 57 および 58 において同じ。）に関する施策を推進するものとしてします。

57 気候変動適応センターの体制の確保等（第 57 条関係）

県は、気候変動適応を推進するため、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 13 条第 1 項に規定する気候変動適応センターとしての機能を担う体制を確保するとともに、当該気候変動適応センターで収集、整理および分析を行った気候変動影響および気候変動適応に関する情報の効果的な活用に努めるものとしてします。

58 気候変動適応に関する情報の提供等（第 58 条関係）

県は、気候変動適応の重要性について、県民、事業者および民間団体の理解を深めるため、気候変動適応に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとしてします。

59 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会（第59条関係）

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置することとします。
- (2) 審議会は、8(4)の事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する事項について調査審議することとします。
- (3) 審議会は、(2)の調査審議を行うほか、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べるができることとします。

60 審議会の組織等（第60条関係）

- (1) 審議会は、委員10人以内で組織することとします。
- (2) 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命することとします。
- (3) 委員の任期は、2年とすることとします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとします。
- (4) 委員は、再任されることを妨げないこととします。
- (5) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととします。その職を退いた後も、同様とすることとします。
- (6) (1)から(5)までのほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

61 顕彰（第61条関係）

県は、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する特に優れた取組を行った県民、事業者および民間団体の顕彰を行うものとします。

62 指導および助言（第62条関係）

知事は、県民、事業者および民間団体がCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を行う場合において、必要な指導および助言をすることができることとします。

63 報告徴収および立入調査（第63条関係）

- (1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる事業者に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に、これらの事業者の事務所もしくは事業所その他必要な場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、もしくは書類その他の物件を調査させることができることとします。

ア 25(1)の事業者

イ 27(1)により事業者行動計画を提出した事業者

ウ 43(2)の措置を講ずべき事業者

エ 44(1)の事業者

オ 46(1)により自動車管理計画を提出した事業者

カ 小売電気事業者

- (2) (1)により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこととします。

(3) (1)による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないこととします。

64 勧告（第 64 条関係）

知事は、アからクまでのいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができることとします。

ア 25(3) (44(3)および51(3)において準用する場合を含む。)もしくは25(4) (27(2)、44(3) (46(2)において準用する場合を含む。)および51(3)において準用する場合を含む。)による事業者行動計画等の提出をせず、または虚偽の事業者行動計画等の提出をした事業者

イ 26(1) (27(2)において準用する場合を含む。)による事業者行動報告書の提出をせず、または虚偽の事業者行動報告書の提出をした事業者

ウ 27(1)による事業者行動計画の提出をした事業者であって、虚偽の事業者行動計画の提出をしたもの

エ 43(2)に違反している事業者

オ 45(1) (46(2)において準用する場合を含む。)による自動車管理報告書の提出をせず、または虚偽の自動車管理報告書の提出をした事業者

カ 46(1)による自動車管理計画の提出をした事業者であって、虚偽の自動車管理計画の提出をしたもの

キ 52(1)による再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の提出をせず、または虚偽の再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の提出をした小売電気事業者

ク 63(1)による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または63(1)による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

65 公表（第 65 条関係）

(1) 知事は、64による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができることとします。

(2) 知事は、(1)による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならないこととします。

66 財政上および税制上の措置（第 66 条関係）

県は、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上および税制上の措置を講ずるよう努めるものとしてします。

67 委任（第 67 条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるところとします。

68 その他

(1) この条例は、令和4年4月1日から施行することとします。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

(3) 関係条例について、必要な改正を行うこととします。